

### (別紙3) 民訴条約の加盟国が日本に民事裁判に関する証拠調べを要請する場合

民訴条約に加盟している国は、以下の方法で日本の指定当局（外務省）に証拠調べを要請することができます。

●民訴条約の加盟国の領事官が日本の指定当局（外務省）に証拠調べの実施を要請する（民訴条約第9条第1項）。

#### 1. 日本の指定当局に証拠調べを要請するために必要な文書

嘱託国の領事官から以下を条約の指定当局である外務省に転達して下さい。

- (1) 嘱託書 1部（民訴条約第9条第1項）
- (2) 嘱託書の日本語の翻訳文であって「嘱託国の外交官若しくは領事官若しくは日本の宣誓した翻訳者があることを証明したもの」 1部（民訴条約第10条）

#### 2. 嘱託書に記載する内容

嘱託書には以下を明記して下さい。

- (1) 証拠調べ嘱託を発出した当局の表示
- (2) 要請する証拠調べの種類（証人尋問、調査嘱託等）
- (3) 証拠調べを受ける者の氏名
- (4) 証拠調べを受ける者の国籍
- (5) 証拠調べを受ける者の住所又はその居所
- (6) 事件の当事者
- (7) 証拠調べを要する事項（証人尋問の場合は尋問事項、調査嘱託の場合は照会内容）
- (8) 事件の要旨

#### 3. 費用の償還の請求

証人若しくは鑑定人に支払った費用、民訴条約第14条第2項に基づく「特別の方法の実施」により生じた費用については、嘱託国に償還を請求します（民訴条約第16条第2項）。

#### 4. 証拠調べを要請する際の注意点

- ・外国裁判所からの嘱託に基づき、日本の裁判所が日本に所在する者に対して文書提出命令を出すことはできません（裁判所による文書提出命令は、日本の民事訴訟法に基づき裁判当事者からの申立てにより実施されるため）。
- ・会社に対する証人尋問の場合は、被尋問者として具体的な氏名及び役職の指定がなければ実施できません。

・一件の嘱託書で一人の証人もしくは一機関にしか証拠調べを実施することができません。  
証人、照会先ごとに嘱託書を準備して下さい。

【参考】民訴条約

英文 <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=33>

和文

<https://assets.hcch.net/docs/5d1cca3a-f1bd-4ef0-9af4-718903e72628.pdf#search=%27%E6%B0%91%E4%BA%8B%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%A1%E7%B4%84%27>

(条文抜粋)

第9条

第1項 司法共助の嘱託は、嘱託国の領事官により、受託国の指定する当局に転達される。  
この当局は、受託事項の実施を確認し又はその実施を妨げた事由を明示する書類を当該領事官に送付する。

(以下略)

第10条

司法共助の嘱託書は、反対の取極がない限り、受託当局の用いる言語若しくは両関係国間で合意される言語で作成するものとし、又はそれらの言語のいずれか一方による翻訳文であつて嘱託国の外交官若しくは領事官若しくは受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明したものをこれに添付する。

第14条

第1項 受託事項を実施する司法当局は、遵守すべき手続に関して自国の法律を適用する。

第2項 もっとも、前項の司法当局は、嘱託国が特別の方法によって実施することを要請する場合には、その方法が自国の法律に反しないものである限り、その要請に応ずる。

第16条

第1項 受託事項の実施については、いかなる種類の料金又は費用の償還をも請求することができない。

第2項 もっとも、受託国は、反対の取極がない限り、証人若しくは鑑定人に支払う費用、証人が任意に出頭しないため裁判所附属吏が介入することから生ずる費用又は第14条第2項の規定の適用から生ずる費用の償還を嘱託国に請求することができる。